

監 査 報 告

国立大学法人法第 25 条第 4 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続きに従い、機構長、理事、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧又は調査し、機構本部、研究所等における業務の状況を調査した。

また、本法人におけるガバナンス体制や機構長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合し、業務を有効かつ効率的に推進し、財務諸表の信頼性を担保し、資産を適正に保全するものであることを法人自らが確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）（及び附属明細書））、事業報告書及び決算報告書につき検討した。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか、また中期計画等について、効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

(2) 内部統制システムの実施状況

内部統制システムの実施状況について監査をした結果、特に指摘する事項は認められない。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正行為又は法令等に違反する事実については、指摘する事項は認められない。

(4) 事業報告書

事業報告書は、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和7年6月13日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長

喜連川 優 殿

監 事 村 上 雅 人

監 事 門 田 隆太郎